

令和3年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

(議案補充説明)

1 議案第92号

「三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案」・・・ 1

令和3年6月  
農林水産部

**【議案補充説明】**

**1 議案第 92 号「三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案」**

**1 改正理由**

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の制定に伴い、規定を整理するものです。

**2 条例改正の概要**

「三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例」において、中山間地域に該当する過疎地域とみなされる市町の区域を規定しています「過疎地域自立促進特別措置法」が令和 3 年 3 月 31 日に失効し、これに代わる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことから、条例中の法律名称を変更します。

**3 条例の施行期日**

公布の日から施行

三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

令和三年六月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例

三重県中山間ふるさと・水と土保全基金条例（平成五年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町又は次に掲げる地域を含む市町をいう。	第二条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町又は次に掲げる地域を含む市町をいう。
一〜四 (略)	一〜四 (略)
五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された市町の区域	五 過疎地域自立促進特別措置法（平成十一年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された市町の区域
六 (略)	六 (略)
2 (略)	2 (略)
附則	附則
1 (略)	(略)
2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（同法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については令和三年度から令和八年度までの間に限り、同法附則第五条に規定する特別特定市町村（同法附則第六条第二項、第七条第二項及び第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については令和三年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第五号の市町の区域とみなす。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。